

第36回高崎市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年6月5日(月)午後1時24分から午後2時49分まで

2 開催場所 高崎市役所17階 172会議室

3 出席委員(21人)

1番	清水 静枝	2番	浦恩城 由子
3番	佐藤 勲	6番	酒井 孝
7番	今井 隆	9番	信澤 健治
10番	中沢 幸子	11番	山田 孝夫
12番	井田 裕	13番	大河原 藤雄
14番	塚越 勤	16番	石川 大輔
17番	加藤 精一	18番	福田 敬一
19番	石井 多加志	20番	清水 悟
21番	松田 健	22番	飯野 利貞
23番	新井 元	24番	堀越 良和
25番	吉田 春美		

4 欠席委員(3人)

5番	寺崎 正親	8番	須田 直子
15番	永井 保伸		

5 職務のため出席した事務局職員

事務局長	八木 秀明
局長補佐	河野 一則
局長補佐	荒木 聡
係長	羽鳥 大樹
主査	石井 孝磨
主任主事	清水 賢太郎
主任主事	飯塚 淳
主任主事	引田 めぐみ

6 職務のため出席した農林課職員

主任主事	小笠原 拓也
------	--------

7 議事日程及び付議事項

- 日程第1 議事録署名委員の指名及び書記の任命について
- 日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 日程第6 議案第5号 高崎市農用地利用集積計画の決定について
- 日程第7 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出受理について
- 日程第8 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出受理について
- 日程第9 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第10 報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について
- 日程第11 報告第5号 農業委員会事務の実施状況等の公表について
- 日程第12 その他

◎開 会

午後 1時24分 開会

◎開会の宣告

○事務局長（八木秀明） 定刻前ですが、皆様おそろいですので、第36回農業委員会総会を始めさせていただきます。

まず初めに、今井会長よりご挨拶をいただきます。

お願いします。

○会長（今井 隆） 農業委員の皆様、そして事務局の皆さん、こんにちは。今日は意外と日差しも強くて暑い中、皆さんにご出席をいただきましてありがとうございます。6月入りまして、まだ関東は梅雨入り、数日うちに梅雨入りするというので、これから雨の日が多くなるということで、いろいろ作業も大変だと思います。今ちょうど梅もぎの時期になっております。また平たん地では小麦ですか、収穫がそろそろ終わるぐらいですか。麦秋から一転して、数日の間に田植が済んで風景が変わるということで、皆さん忙しい方々が多いと思います。そういう仕事が忙しいとなかなかゆっくり休んでいることもできないとは思いますが、くれぐれも皆さん気をつけていただきたいと思います。

そういうことで、今日は36回ということで、今回含めて37で最後になります。それまでよろしくお願ひ申し上げまして、総会に当たりましての挨拶といたします。

○事務局長 ありがとうございました。

では、この後、議事進行につきましては、今井会長にお願いしたいと思います。会長、お願いします。

○会長 それでは、ただいまから36回農業委員会総会を開催いたします。

まず初めに、委員の出席状況をご報告させていただきます。今日は、議席番号5番の寺崎正親委員並びに8番の須田直子委員、あと議席番号15番の永井保伸委員の3名が欠席との連絡がございました。ということで、本日の出席委員は全員24名のところ21名になり、過半数を超えておりますので、総会は成立しております。

以上、諸般の報告を終わりました、次に議事録署名委員の指名及び書記の任命に入ります。

それでは、議事録署名委員を指名してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、議席番号6番、酒井孝委員及び22番、飯野利貞委員の両名を指名いたします。

なお、書記の任命ですけれども、事務局の飯塚主任主事を任命いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、これより議事進行に入ります。

毎回お話ししているのですけれども、発言される場合は挙手の上、議席番号と氏名を述べてから

ご発言のほどをよろしくお願いたします。

それでは、早速議案のほうへ入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第3条の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は使用貸借、農業経営拡大のため、申請地を借り受けて耕作したいとの申請でございます。

2番 契約内容は売買、所有農地に隣接する申請地を買い受けて効率的に耕作したいとの申請でございます。

3番 契約内容は売買、農学部の実習農場として使用している申請地を買い受けて引き続き耕作したいとの申請でございます。

4番 契約内容は贈与、所有農地に隣接する申請地を譲り受けて効率的に耕作したいとの申請でございます。

5番 契約内容は使用貸借、農業経営拡大のため、申請地を借り受けて耕作したいとの申請でございます。

6番 契約内容は使用貸借、農業経営拡大のため、申請地を借り受けて耕作したいとの申請でございます。

7番 契約内容は使用貸借、農業後継者として申請地を義父と妻より借り受けて耕作したいという同一世帯の申請でございます。

8番 契約内容は使用貸借、農業経営拡大のため、申請地を借り受けて耕作したいとの申請でございます。

9番 契約内容は使用貸借、農業経営拡大のため、申請地を借り受けて耕作したいとの申請でございます。

10番 契約内容は使用貸借、後継者に経営移譲した農地の貸借期間が満了するため、再設定したいという同一世帯からの申請でございます。

11番 契約内容は交換、所有農地に隣接する申請地を交換にて取得し、効率的に耕作したいとの申請でございます。また、交換地の関連案件といたしまして、次のナンバー12が提出されております。

12番 契約内容は交換、所有農地に隣接する申請地を交換にて取得し、効率的に耕作したいとの申請でございます。また、交換地の関連案件といたしまして、さきのナンバー11が提出されております。

ます。

13番 契約内容は売買、農業経営の規模拡大を図るため、申請地を買い受けて耕作したいとの申請でございます。

14番ですが、まず初めに議案書の訂正をお願いいたします。申請の理由欄、一時転用の設定期間の満了日、令和15年6月21日を令和8年6月21日に訂正をお願いいたします。こちらは、先日の北部事前協議にて、過去の農地の管理状況の改善に向けた取組の経過を観察する必要性から、今回は10年ではなく3年の許可で、これからの営農状況を見て今後の許可の期間の判断をしたらどうかという意見をいただきました。それを受けて、申請人にその旨を伝えましたところ、設定期間を3年に訂正し、審議していただきたいとの回答をいただきましたので、期間を変更させていただくことになりました。

それでは、議案の説明に入らせていただきます。14番 契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいとの申請でございます。なお、設定期間は令和5年6月22日から令和8年6月21日までの3年間でございます。また、関連案件といたしまして、太陽光発電設備の支柱部分の一時転用の5条許可申請、議案書21ページ、議案第3号ナンバー36が提出されております。

15番 契約内容は売買、農業経営拡大のため、申請地を買い受けて耕作したいとの申請でございます。

16番 契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいとの申請でございます。なお、設定期間は令和5年6月22日から令和8年6月22日までの3年間でございます。また、関連案件といたしましては、太陽光発電設備の支柱部分の一時転用の5条許可申請、議案書21ページ、議案第3号ナンバー38が提出されております。

17番 契約内容は交換、所有農地に隣接する申請地を交換にて取得し、効率的に耕作したいとの申請でございます。また、交換地の関連案件といたしまして、次のナンバー18が提出されております。

18番 契約内容は交換、所有農地に隣接する申請地を交換にて取得し、効率的に耕作したいとの申請でございます。また、交換地の関連案件といたしまして、さきのナンバー17が提出されております。

19番 契約内容は賃貸借、農業経営拡大のため、申請地を借り受けて耕作したいとの申請でございます。

20番 契約内容は売買、農業経営拡大のため、申請地を買い受けて耕作したいとの申請でございます。

21番 契約内容は売買、養豚業を営んでいるが、申請地を買い受けて飼料の自給を始めたいとの申請でございます。

22番 22番ですが、さきの14番と同様の理由により、議案書の訂正をお願いいたします。申請の理由欄、一時転用の設定期間の満了日、令和15年6月21日を令和8年6月21日に訂正をお願いいたします。

それでは、説明に入らせていただきます。22番 契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいとの申請でございます。なお、設定期間は令和5年6月22日から令和8年6月21日までの3年間でございます。また、関連案件といたしまして、太陽光発電設備の支柱部分の一時転用の5条許可申請、議案書22ページ、議案第3号ナンバー42が提出されております。

23番ですが、さきの14番、22番と同様の理由により、議案書の訂正をお願いいたします。申請の理由欄の一時転用の設定期間の満了日、令和15年6月21日を令和8年6月21日に訂正をお願いいたします。

それでは、説明に入らせていただきます。23番 契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいとの申請でございます。なお、設定期間は令和5年6月22日から令和8年6月21日までの3年間でございます。また、関連案件といたしまして、太陽光発電設備の支柱部分の一時転用の5条許可申請、議案書23ページ、議案第3号ナンバー43が提出されております。

以上、農地法第3条の規定による許可申請は23件でございます。なお、この23件につきましては、別添「農地法第3条調査書」のとおり、農地法第3条第2項には該当しない、またはただし書に該当するため、許可要件の全てを満たしているものと考えられますことをご報告いたします。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○会長 ご苦労さまでした。今回3条申請件数が多かったです。23件。これから審議に入るわけですが、ナンバー11とナンバー12については塚越勤務職務代理人に係る案件となっておりますということで、農業委員会等に関する法律第31条において、農業委員会の委員は、自己または同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することはできないとありますので、ナンバー11及び12を最終の審議、質疑とし、その際は塚越職務代理人に一時ご退室をお願いしたいと思います。

それでは、ナンバー11及び12を除いてこれより質疑をお受けいたします。

ナンバー3は、先月出たところ、その近くだね、この土地は。実習農場はどっち側になるのだろう。

○事務局 はい。ちょうど既存の校舎の北側です。

○会長 北側かい。では、離れているのだ。

○事務局 若干離れている。数百メートルです。

○会長 100メートル。

○事務局 申請の部分から。

○会長 実習農場は、ハウスだとか建っているけど、また実習農場として申請してきたのだ。

○事務局 もともと借りていたところを……

○会長 借りていたところか。

○事務局 はい。買い受けるというような内容です。

○会長 17、18、これ全部面積違うけれども、これ土地の形状とか、そういういろいろ関係があって面積が違っている。

○事務局 形状としましては、特段不整形地、形の悪い土地というわけではないのですけれども、お互いのそれぞれ耕作をしている農地の隣接のところはお互いの土地が間に入ってしまったという状況だと思うので、効率的に使うための交換という形です。

○会長 分かりました。

あと14、22、23は、先ほど事務局で説明したとおりです。申請人も承諾しているということで3年ということで、この間の北部の事前協議のときにもお話ししまして、南部の方にもちょっと説明しましたよね。

○事務局 そうです。

○会長 したのだよね。

○事務局 はい。

○会長 皆様から何かご意見等ございますでしょうか。

○22番飯野委員 22番、飯野ですけれども、審議ナンバー21番なのですけれども、養豚業なのですけれども、先月もそうだったのですけれども、養鶏業で飼料作物という形で、今回も飼料ということなのですけれども、自給をということで。今回の場合は作物は何ですか。

○事務局 トウモロコシです。

○会長 よろしいでしょうか。ほかにございますか。

それでは、11番、12番を除いて、異議がなければ許可としますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可とすることといたします。

それでは、11番及び12番の審議に入りますので、塚越職務代理者に一時ご退室をお願いいたします。

(14番塚越委員 退席)

○会長 それでは、11番、12番について皆さんの質疑をお受けいたします。これも交換で、お互いに納得して交換ということなので。

皆さんから質問、異議等なければ許可とすることといたしますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可とすることにいたします。

それでは、入室してください。お願いします。

(14番塚越委員 着席)

○会長 それでは、議案第1号を終わりました、次に議案第2号に入ります。農地法第4条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について。

1番 畑として使用するため、申請地に客土を入れて農地を改良したいという農地改良の申請でございます。こちらは一時転用の申請でございまして、転用期間は令和5年6月30日から令和6年6月29日までの1年間でございます。

2番 相続にて取得した申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため、是正したいという庭用地の申請でございまして、宅地と一体利用の申請でございます。

3番 障害福祉サービス業を営んでいるが、事業拡大に伴い、申請地に障害者グループホームを建築したいという福祉施設の申請でございます。

4番 住宅の建築に際し、接道がないため、申請地を道路として使用し、排水管を敷設したいという道路及び排水管用地の申請でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

以上、農地法第4条の規定による許可申請は4件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ただいま事務局の説明が終わりました。

それでは、これより審議に入りまして、皆さんから質疑をお受けいたします。

このナンバー1、農地改良ということで、客土を入れて田を畑にするのだろうけれども、これ1年間かかるって、999平米なのだけれども、どういうあれで1年もかかるのだろう。どういう砂をとるか。

○事務局 公共残土を利用する予定ということで。

○会長 公共残土。

○事務局 はい。

○会長 では、そういう工事のところの。それで、畑にするにふさわしい砂を持ってくるので期間がかかるということ。

○事務局 はい。

○会長 分かりました。

皆さんから質問等ございますでしょうか。

なければ、許可相当としてよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当とすることといたします。

続きまして、議案第3号に移ります。

農地法第5条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

なお、ナンバー1及びナンバー2については事前調査案件となっております。また、ナンバー3についてはナンバー1及びナンバー2と関連する案件となっておりますので、3件を一括で審議することといたします。

それでは、事務局、ナンバー1、ナンバー2及びナンバー3の説明をお願いします。

○事務局

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について。

説明の前に議案書の訂正と追記をお願いいたします。前方のホワイトボードを御覧ください。ナンバー1とナンバー2の施設の概要欄に事務所118とありますが、事務所を二重線で消していただき、更衣室に訂正をお願いいたします。また、その下の学習塾862とありますが、学習塾の隣に「・事務所」と追記をお願いいたします。お手数おかけいたしまして大変申し訳ありません。よろしく願いいたします。

それでは、説明をさせていただきます。1番から3番までは関連する案件でございますので、一括して説明をさせていただきます。

1番 契約内容は売買、新規事業を拡大するに当たり、申請地を買い受けてスポーツ練習場及び学習塾を建築したいというスポーツ練習場、学習塾及び事務所の申請でございます。

2番 契約内容は賃貸借、新規事業を拡大するに当たり、申請地を借り受けてスポーツ練習場及び学習塾を建築したいというスポーツ練習場、学習塾及び事務所の申請でございます。

3番 契約内容は売買、スポーツ練習場及び学習塾の利用者駐車場の不足するため、申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

それでは、別添、農地法第5条許可申請ナンバー1、2、審議資料を御覧ください。1枚目、表紙を見開いて御覧ください。こちらが位置図でございます。図面中央の赤色で塗られた箇所が申請地でございます。高崎市立国府小学校の南西約1,200メートルに位置しております。

1枚おめくりください。2枚目が公図でございます。図面中央の灰色で塗られた14筆が申請地で

ございまして、周囲は農地、公衆用道路、水路に囲まれており、農地種別につきましては、農地、宅地、雑種地等が混在することから、第2種農地であると考えられます。また、周辺農地は農振農用地でございまして、今回の申請地につきましては令和5年4月に農振除外がされた除外地でございます。

1枚おめくりください。こちらのページと次のページが土地利用計画図となります。見開いて御覧ください。申請地北西側に最大高さ約10メートルの室内練習場1棟と附属施設として更衣室を1棟、申請地南東側に2階建ての学習塾及び事務所1棟を建築する計画でございまして。また、学習塾の1本道路を挟んだ東側に露天駐車場を整備する計画でございまして。

雑排水につきましては、申請地西側の道路に新設の下水管を敷設し、そちらに排水します。また、雨水排水につきましては、敷地内に側溝を設け、2か所の雨水貯留浸透施設に集約し、敷地内で浸透処理いたします。

造成につきましては、敷地内で切土、盛土を行い、整地する計画でございまして。盛土は、最大で50センチほどの計画となっております。出入口は、東側2か所と西側に1か所設け、周囲をフェンスで囲い、緩衝帯を設けております。

2枚おめくりいただきまして、5ページ目以降が室内練習場、更衣室及び学習塾、事務所の平面図及び立面図となります。こちらは、参考までに御覧ください。

今後の予定でございまして、農地法の許可を得ましたら6月より工事着手し、9月に工事完了いたしまして、10月より事業開始を目標としております。なお、開発指導課の事前協議につきましては、現在協議中ではありますが、締結見込みであるとのことで伺っております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりましたので、これから調査報告に入ります。

今回は、第3班の調査となっておりますので、調査班長の新井元委員から報告をお願いいたします。

○23番新井委員 事前調査報告、第3班班長、新井元。農地法第5条許可申請、審議ナンバー1、2について申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は代理人と設計者、2名の出席でした。

質問1 雨水は、排水ますを2か所に設置し、処理する計画のようですが、雑排水も含めた排水計画はどのようになっていますか。

回答 雑排水については、申請地南側の敷地まで下水道が敷設されているので、そこから延長し、つなぎ込む予定です。雨水については、敷地内に浸透式の貯留槽を2か所設けております。高崎市の基準と比較しても余裕を持って設計しておりますので、公共の側溝に流れ込むことはなく、敷地内で浸透することができる計画です。

質問2 申請地西側に農地が残ると思いますが、営農への支障はないですか。

回答 周辺の農地に雨水の流入や用水が行き届かなくなるなど影響が出ないように設計しております。また、申請地を管轄する水利組合4団体に対し事業の説明をしておりますが、今後も協議を行い、営農に支障が出ないように対応していきます。

質問3 夜間の照明について農地に影響はありませんか。

回答 駐車場については、外灯を設置する計画はありません。また、練習場はテント型の施設のため、多少明かりが漏れることはあっても屋外の球場のように強い光が当たることはありません。

質問4 工事車両の出入りはどのようになっていますか。また、工事期間中の騒音は問題ないですか。

回答 高崎渋川バイパス側から出入りする計画です。出入口として利用するには側溝工事が必要になりますが、群馬県との協議も済んでいます。また、工事の際に発生する騒音は十分に配慮したいと考えています。

以上のような質疑応答がありました。

以上です。

○会長 調査班長の報告は終わりました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんから質疑をお受けいたします。

新規事業と言っているけれども、本業は何といったっけ。

○事務局 リサイクル業です。

○会長 リサイクル。

では、今回このスポーツ練習場とか学習塾というのは初めてなのだね、これ。

○事務局 そうです。

○会長 また随分仕事が違う。スポーツ練習場って主にこれ、テント式というけれども、何の練習場なの。

○事務局 野球の室内練習場になります。

○会長 野球か。

○事務局 はい。地元の独立リーグのチームの雨天時の練習場が主な使い道でして、それに付随して、中学生のチームを今年から地元の独立リーグのチームが立ち上げましたので、そちらの子供たちの練習場としても使用されるような予定と伺っております。

○会長 あと、学習塾だものね。では、そういう子供たちがスポーツ練習して、そういう子供もこの学習塾で勉強したりするのかな。

○事務局 地域貢献の一環としてそのように子供たちに還元するような事業をしていきたいということで申請者からは伺っておりますので、そういった思いがあるのかなと思います。

○会長 すみません、私がこの運営協議のときの現地調査と聞き取りのときに東京行っていたものだから、細かいところが分からなくて、今ちょっと質問したのです。

皆さんのほうから何かご質問等ありますか。異議がなければ、ナンバー 1 及びナンバー 2 につきましては、許可相当として農業委員会ネットワーク機構に意見聴取してもよろしいかどうか伺います。いいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それで、あとナンバー 3 につきましても許可相当としてもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、ナンバー 1、ナンバー 2 及びナンバー 3 は許可相当とすることといたします。

それでは、続きまして一括審議に入ります。

それでは、説明をお願いします。

○事務局

4 番 契約内容は売買、借家住まいをしているが、手狭なため、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして、雑種地と一体利用の計画でございまして。

5 番 契約内容は賃貸借、自動車部品製造業を営んでいるが、隣接する申請地を借り受けて駐車場及び資材置場として使用したいという露天駐車場及び露天資材置場の申請でございまして、宅地と一体利用の計画でございまして。

6 番 契約内容は賃貸借、介護事業を営んでいるが、申請地を借り受けて有料老人ホームを建築したいという福祉施設の申請でございまして。

7 番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが、手狭なため、申請地を妻の祖父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして。

8 番 契約内容は売買、借家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして。

9 番 契約内容は売買、借家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして。

10 番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し、売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございまして。

11 番 契約内容は売買、借家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして。

12 番 契約内容は売買、借家住まいをしているが、手狭なため、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして。

13 番 契約内容は売買、借家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして。

14 番 契約内容は売買、土木工事業を営んでいるが、事業拡大に伴い、資材置場が不足しているため、申請地を買い受けて使用したいという露天資材置場の申請でございまして、転用済みの畑と

一体利用の計画でございます。また、開発指導課の事前協議につきましては、現在協議中でありまして、締結の見込みであると伺っております。

15番 契約内容は売買、子供世帯と同居しているが、手狭なため、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。雑種地と一体利用の計画でございます。

16番 契約内容は売買、福祉事業を営んでいるが、申請地を買い受けて障害者のグループホームを建築したいという福祉施設の申請でございます。

17番 契約内容は賃貸借、現在利用している駐車場を返却するため、新たに申請地を借り受けて駐車場として利用したいという露天駐車場の申請でございます。

18番 契約内容は売買、借家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

19番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが、手狭なため、申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

20番 契約内容は賃貸借、医薬品販売業を営んでいるが、申請地を借り受けてドラッグストアを建築したいという店舗の申請でございます。宅地、雑種地と一体利用の計画でございます。なお、用途指定区分が一部ございまして、第2種住居地域でございます。

21番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し、売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

22番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが、手狭なため、申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

23番 契約内容は売買、不動産業を営んでいるが、住宅用地として需要が見込まれる申請地を買い受けて建売分譲住宅を建築したいという建売分譲住宅の申請でございます。

24番 契約内容は売買、不動産業を営んでいるが、住宅用地として需要が見込まれる申請地を買い受けて建売分譲住宅を建築したいという建売分譲住宅の申請でございます。

25番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し、売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

26番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し、売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

27番 契約内容は売買、不動産業を営んでいるが、住宅用地として需要が見込まれる申請地を買い受けて建売分譲住宅を建築したいという建売分譲住宅の申請でございます。

28番 契約内容は売買、不動産業を営んでいるが、住宅用地として需要が見込まれる申請地を買い受けて建売分譲住宅を建築したいという建売分譲住宅の申請でございます。

29番 契約内容は売買、借家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

30番 契約内容は売買、借家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

31番 契約内容は売買、借家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

32番 契約内容は売買、借家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

33番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し、売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

34番 契約内容は売買、借家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

35番 契約内容は売買、建設業を営んでいるが、業務拡大に伴い、駐車場が不足しているため、申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

36番ですが、先ほど3条のところでご説明させていただきましたとおり、議案書の転用期間の訂正をお願いいたします。申請の理由欄、一時転用の期間満了日を令和15年6月21日から令和8年6月21日に訂正をお願いいたします。

それでは、議案の説明に入らせていただきます。36番 契約内容は賃貸借、土地の有効利用を図るため、営農を続けながらできる太陽光発電設備を設置したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございますので、転用期間が定められております。転用期間は、令和5年6月22日から令和8年6月21日までの3年間の申請でございます。また、関連案件といたしまして、さきにご審議いただきました地上権設定の3条許可申請である議案書6ページ、議案第1号ナンバー14が提出されております。

37番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し、売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

38番 契約内容は賃貸借、土地の有効利用を図るため、営農を続けながらできる太陽光発電設備を設置したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございますので、転用期間が定められております。転用期間は、令和5年6月22日から令和8年6月22日までの3年間の申請でございます。また、関連案件といたしましては、さきにご審議いただきました地上権設定の3条許可申請である議案書7ページ、議案第1号ナンバー16が提出されております。

39番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し、売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

40番 契約内容は売買、資材置場として使用していた申請地が農地法上の許可を得ていないこと

が判明したため、是正したいという露天資材置場の申請でございます。

41番 契約内容は売買、借家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

42番ですが、こちらも3条のところでご説明させていただきましたとおり、議案書の転用期間の訂正をお願いいたします。申請の理由欄、一時転用期間の満了日を令和15年6月21日から令和8年6月21日に訂正をお願いいたします。

それでは、議案の説明に入らせていただきます。42番 契約内容は賃貸借、土地の有効利用を図るため、営農を続けながらできる太陽光発電設備を設置したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、こちら一時転用の申請でございますので、転用期間が定められております。転用期間は、令和5年6月22日から令和8年6月21日までの3年間でございます。また、関連案件といたしまして、さきにご審議いただきました地上権設定の3条許可申請である議案書9ページ、議案第1号ナンバー22が提出されております。

43番でございますが、こちら先ほど3条のところでご説明させていただきましたとおり、議案書の転用期間の訂正をお願いいたします。申請の理由欄、一時転用期間の満了日を令和15年6月21日から令和8年6月21日に訂正をお願いいたします。また、申請地の面積766平米とございますが、こちらを776平米に訂正をお願いいたします。

それでは、議案の説明に入らせていただきます。43番 契約内容は賃貸借、土地の有効利用を図るため、営農を続けながらできる太陽光発電設備を設置したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございますので、転用期間が定められております。転用期間は、令和5年6月22日から令和8年6月21日までの3年間の申請でございます。また、関連案件といたしまして、さきにご審議いただきました地上権設定の3条許可申請である議案書9ページ、議案第1号ナンバー23が提出されております。

44番 契約内容は売買、金属加工業を営んでいるが、社員用駐車場が不足しているため、工場に隣接する申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

以上、農地法第5条の規定による許可申請、一括案件につきましては41件でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○会長 ただいまナンバー4からナンバー44まで一括説明をしていただきました。

それでは、これより質疑をお受けいたします。

この中でナンバー6ですか、これが3,500平米以上、3,675平米ということなので、これ農業委員会ネットワーク機構に意見聴取するわけですけれども、許可相当として意見聴取してもよろしいでしょうか。ナンバー6、いいですか。

○全員 異議なし。

○会長 では、それ以外の案件について皆さんから質疑等お受けいたしますけれども、3条に出てきて、営農型の3年ということでこの間事前協議でも決定しましたので、そのように許可するということをお願いいたします。いいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 分かりました。

それでは、議案第4号に移ります。相続税の納税猶予に関する適格者証明願について。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予に関する適格者証明願が次のとおりあったので、審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について。

1番 申請人は被相続人の次女でございまして、相続開始年月日は令和4年12月14日でございます。

2番 申請人は被相続人の長男でございまして、相続開始年月日は令和4年8月26日でございます。

3番 申請人は被相続人の長男でございまして、相続開始年月日は令和5年2月16日でございます。

以上、相続税の納税猶予に関する適格者証明願は3件でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 ただいま3件の説明がございました。

それでは、これより質疑をお受けいたします。

では、皆さんから質問をお受けいたしますけれども、適格者として証明してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、証明することにいたします。

続きまして、議案第5号に移ります。高崎市農用地利用集積計画の決定について。

高崎市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条による決定の依頼が別紙のとおりあったので、審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第5号 高崎市農用地利用集積計画の決定について。

別紙でお配りしているA4横の冊子、高崎市農用地利用集積計画とA4横の薄い冊子、高崎市農用地利用集積計画総括表及び営農類型使用農機具、家畜使用状況一覧をご用意ください。

それでは、説明させていただきます。利用権設定促進事業は、市町村が農地の出し手、受け手の間を調整して権利の設定、移転計画等をまとめた農用地利用集積計画を策定し、農業委員会の決定を経て報告することにより、安心して農地の売買、貸借等を行うことのできる事業です。今回の利用集積計画は、令和5年7月1日公告予定の農用地利用集積計画となります。

それでは、薄い冊子、高崎市農用地利用集積計画総括表を御覧いただき、表紙を1枚おめくりください。まず、利用権の設定を受ける者は144名、利用権を設定する者は317名です。利用権が設定される面積は、地目、田の通年が374筆、47万7,324平米、地目、田の期間借地が101筆、15万5,186平米、地目、畑が146筆、21万1,312平米、合計で621筆、84万3,822平米となっております。そのうち使用貸借で設定された筆数318筆、割合は51.2%、中間管理事業で設定された筆数49筆、割合は7.9%となっております。

続いて、総括表2ページ目を御覧ください。貸借期間別に見ますと、3年未満の農用地について地目、田が59筆、7万3,089平米、地目、畑が18筆、2万5,737平米、3から6年未満の農用地については、地目、田が342筆、45万8,206平米、地目、畑が74筆、10万7,787平米、6から10年未満の農用地については、地目、田が57筆、7万7,817平米、地目、畑が32筆、1万5,305平米、10年以上の農用地については、地目、田が17筆、2万3,434平米、地目、畑が22筆、6万2,483平米となっております。

以上、簡単ではございますが、農用地利用集積計画に関する説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ただいま事務局の説明が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。質疑をお受けいたします。

最近利用権設定する人と利用権廃止する人、どっちが多い、ごく最近は。設定する人が多いの。

○事務局 使用貸借、賃貸借も含めて解約は出ていることは出ているのですが、それを踏まえてもほとんどという、貸し借りがあったものを継続するものがほとんど。中には、解約によって自作に戻るといえるのですか、そういったものがいくらかある程度でしょうか。

○12番井田委員 12番、井田です。利用権の設定していて、今まで設定の年初に若干の補助金が出たのですけれども、今後なくなるという話を聞いたのですけれども、その辺のところどうなのですか。

○会長 今の質問にお答えをお願いします。

○事務局 井田委員さんのご質問なのですけれども、ごめんなさい、今回回答できないところがありまして、後日確認はしてお知らせさせていただきます。ただ、今利用集積計画というものがあって、これから改正されて農地中間管理事業、配分計画というものを担って行って、仕組みというのですか、そこら辺が変わるといえることは聞いています。ただ貸し借り自体は手続的などころは変わらなくて、制度的なところがどのように変わっていくのか、補助金も含めてちょっと確認させていただ

きますので、お待ちください。申し訳ないです。

○会長 そういうことで、次回。

○事務局 分かり次第、電話か何かではお知らせはさせていただきます。

○会長 そんな急ぎでなければあれだと思う。そういうことだそうですね。

ほかにありますか。

なければ、これで決定といたしますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 分かりました。決定といたします。

それでは、続きまして報告事項に移ります。

第1号から第5号まで、係長、報告をお願いします。

○事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出受理について。

1番 転用目的は自動車車庫、用途指定区分は第1種低層住居専用地域、ほか2件、合計3件の4条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため、受理書を交付いたしました。

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出受理について。

1番 契約の内容は売買、転用目的は庭用地、用途指定区分は第1種住居地、ほか17件、合計18件の5条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため、受理書を交付いたしました。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について。

1番 契約の内容は賃貸借、申請の理由は合意解約、ほか5件、合計4件の18条の通知につきまして書類審査を実施し、適法であったため、受理いたしました。

報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について。

初めに、1番及び2番につきましては令和5年4月の総会において許可相当としていただいた案件ですが、開発許可の手の遅れにより、それぞれ令和5年4月26日、令和5年5月16日付許可で調整されましたことをご報告申し上げます。

3番以降につきましては、先月の総会におきまして許可相当としていただいた案件になります。

また、35ページの49番については、農業委員会ネットワーク機構に意見聴取を行い、結果異存なしとの回答をいただいております。

4条が7件、5条が50件、合計57件につきまして法令の確認も取れましたので、令和5年5月22日付で許可書を交付いたしました。

報告1号から4号については以上でございます。

次の報告5号については、管理担当から報告させていただきます。

○事務局

報告第5号 農業委員会事務の実施状況等の公表について。

お配りいたしました資料、別紙様式5、令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況、その他事務の実施状況の公表を御覧ください。毎年公表しているものになりますが、今回から様式が変更となっております。ただ、昨年度と同じ内容も含まれますので、要点のみ報告させていただきます。

最初に、1、農業委員会の状況でございます。こちらは、農林業センサス等に基づいてデータを記入したもので、農業委員会の現在の体制、農家、農地の概要について令和4年4月1日現在の状況を記載しております。

続きまして、2、最適化活動の実施状況でございます。最適化活動の成果目標と最適化活動の活動目標について、それぞれ現状及び課題、目標、実績が記載されています。

初めに、最適化活動の成果目標について報告します。

(1)、農地の集積を御覧ください。現状としまして、農地面積は5,900ヘクタール、これまでの集積面積は1,457ヘクタール、集積率は24.7%となっております。

1枚ページをおめくりください。上段、②、目標の箇所を御覧ください。今年度の新規集積面積は136.3ヘクタール、年度末の集積面積は1,593ヘクタール、集積率27%となっております。一方、実績でございますが、今年度の新規集積面積は36ヘクタール、集積面積は1,493ヘクタール、集積率は25.3%となり、目標に対する達成状況は93.7%でした。

次に、(2)、遊休農地の発生防止、解消を御覧ください。現状としまして、遊休農地面積232ヘクタールとなっており、緑区分の遊休農地が116ヘクタール、黄区分が116ヘクタールとなっております。目標としまして緑区分の解消目標面積は23ヘクタール、実績は25.4ヘクタールとなり、達成状況は110.4%でした。前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積は14.4ヘクタールで、実績は4.3ヘクタールでした。

次のページにお進みください。④、その他の箇所ですが、農地の利用状況調査の結果、1号遊休農地の面積は218.5ヘクタール、うち緑区分が143.9ヘクタール、黄区分が74.6ヘクタールとなっております。

次に、(3)、新規参入の促進を御覧ください。現状は次の表のとおり、令和元年度に4経営体、令和2年度に17経営体、令和3年度に18経営体が参入しております。目標の新規参入者への貸付等について、農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積は12.8ヘクタールとなっております。実績としては21経営体が参入いたしました。

続きまして、最適化活動の活動目標についてご報告いたします。1人当たりの目標活動日数は、月10日となっております。

1枚おめくりください。活動強化月間設定の目標として年3回、8月に個別訪問、1月に人・農地プラン座談会、2月に利用意向調査を設定し、実績はそのとおりとなっております。

続きまして、ページ中段、(3)、新規参入相談会への参加を御覧ください。新規参入相談会へ

の参加としましては、目標は1回、実績は19回実施することができました。

次のページにお進みください。目標の達成状況の標目として、国の通知に基づいて各活動を基準に従って点数化した結果、次のとおりとなりました。上段の箇所は農業委員会全体としての評価、下の段は各委員さんごとの評価となります。

続いて、1枚ページをおめくりください。最後に、3、事務の実施状況でございます。総会の回数は、毎月1回、年12回でした。農地法第3条に基づく許可事務は、1年間の処理件数152件、そのうち許可は152件でした。農地転用に関する事務については、1年間の処理件数712件、そのうち許可相当は712件でした。違反転用については、昨年度と同様4.67ヘクタールとなります。

以上、簡単ではございますが、令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況、その他事務の実施状況の公表についての報告とさせていただきます。6月末日までにホームページにて公表することになっております。農業委員会事務の実施状況等の今後についての報告は以上でございます。

○会長 今の最適化の状況、その他報告がございました。

皆さんから質問がなければ、次にまた事務局から報告が。

○事務局 もう大丈夫です。

◎閉会の宣告

○会長 それでは、以上をもちまして第36回農業委員会総会を終了いたします。

ご苦労さまでございました。

午後 2時49分 閉会